

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン のご案内

労働時間法制

[労働時間と休日]

労働時間の原則は1日8時間、1週40時間(法第32条)

休日は少なくとも1週1日か、4週4日以上(法第35条)

従って、事業者は従業員に1日8時間、1週40時間を超えて勤務させることはできません。ただし、従業員が10人未満の職場で、商業、映画(製作を除く)、保健衛生業、接客娯楽業の場合は、特例事業場として1週44時間まで勤務させることができます。

[時間外労働と休日労働]

「時間外労働」とは、1日8時間、1週40時間(特例事業場：44時間)を超える残業のことです。(法定労働時間を超える労働時間)

「休日労働」とは、1週1日又は4週4日の休日に働く休日出勤です。(法定休日の出勤)

- 「時間外労働」や「休日労働」を従業員に行わせるには、会社と従業員の過半数代表者で協定を結び管轄する労働基準監督署へ届出をすることが必要となります。(法第36条) (就業規則の定めも必要です。)
- 「時間外労働」や「休日労働」を行わせた場合には、「割増賃金」の支払いが必要となります。(法第37条)

このように労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しているとして、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が、定められています。

- 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049>

- リーフレット：『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』 [PDF形式：1,032KB]

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-06.pdf>

- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日策定) [PDF形式：156KB]

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf>

※ 令和5年4月1日から中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

リーフレット：「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」
[PDF形式：1,032KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

関連施策のご紹介

労働条件に関する総合情報サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

本サイトでは、働いている方と事業者・労務管理担当の方、それぞれの視点で役立つ情報を提供しています。

労働基準関係法令の紹介や、事案に応じた相談先の紹介を行うなど、労働条件の悩みの解消や、労務管理の改善に役立つ情報を掲載しています。

さらに事業主や労務管理担当者向けには、36 協定等の届出書や就業規則の作成支援ツール、診断コンテンツを通じた長時間労働や労働災害防止のための情報を発信していきます。

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/index.html>

働き方・休み方改善ポータルサイトでは、アイコンから、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。

- ・「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断
- ・取組・参考事例検索
- ・労働者の休み方等について
- ・時間単位の年次有給休暇制度
- ・働き方・休み方改革を進めるための支援策 など。

スタートアップ労働条件

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

- ・作成支援ツール（36 協定届および1年単位の変形労働時間制に関する書面）
- ・就業規則作成支援ツール
- ・本サイトのWEB診断は、特定の事業場の労働条件や就労環境を診断するものです。

（ご参考）

過労死等防止対策白書

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html>

令和2年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況

（令和3年版過労死等防止対策白書の概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000847329.pdf>